

VIII その他参考資料

表Ⅷ-1 都道府県水道トップテン（令和元年度データの比較）

出典：令和元年度水道統計（公益社団法人日本水道協会発行）

○給水人口（人）

1	東京都	13,949,512
2	神奈川県	9,174,677
3	大阪府	8,816,487
4	愛知県	7,496,015
5	埼玉県	7,314,145
6	千葉県	5,944,174
7	兵庫県	5,417,474
8	北海道	4,813,542
9	福岡県	4,774,200
10	静岡県	3,513,448

○普及率（％）

1	東京都	100.0
1	大阪府	100.0
1	沖縄県	100.0
4	神奈川県	99.9
4	兵庫県	99.9
4	愛知県	99.9
7	埼玉県	99.8
8	京都府	99.7
8	滋賀県	99.7
10	三重県	99.6
10	奈良県	99.6
全国平均		98.1

○上水道年間給水量（千 m^3 ）

1	東京都	1,577,857
2	大阪府	1,080,849
3	神奈川県	1,054,761
4	愛知県	857,615
5	埼玉県	826,029
6	兵庫県	651,317
7	千葉県	637,553
8	北海道	536,257
9	静岡県	495,056
10	福岡県	483,260

○上水道1人1日平均給水量（ l ）

1	山梨県	425
2	和歌山県	414
3	徳島県	413
4	群馬県	397
5	岐阜県	388
6	静岡県	386
7	高知県	385
8	三重県	382
9	福井県	381
10	山口県	377
42	埼玉	309
全国平均		329

○上水道1人1日最大給水量（ l ）

1	和歌山県	501
2	山梨県	496
3	徳島県	481
4	長野県	443
5	群馬県	440
5	高知県	440
7	静岡県	436
8	新潟県	432
8	岐阜県	432
10	山口県	431
44	埼玉県	338
全国平均		367

○上水道有効率（％）

1	東京都	96.2
2	愛知県	95.9
3	大阪府	95.7
4	石川県	95.4
5	沖縄県	95.3
6	広島県	95.2
6	千葉県	95.2
8	埼玉県	94.8
9	福岡県	94.5
9	神奈川県	94.5
全国平均		92.3

表Ⅷ-2 実績年間給水量の推移

年度	区分	年間給水量 (千m ³)	年間給水量の 水源内訳				上水道の 表・伏流水内訳	
			地下水		表・伏流水		上段：県水 下段：その他	
			(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)
S50	上水道	489,331	220,579	45.1	268,752	54.9	238,729	48.8
	簡易水道	8,736	5,416	62.0	3,320	38.0	30,023	6.1
	専用水道	3,041	3,027	99.5	14	0.5		
	計	501,108	229,022	45.7	272,086	54.3		
55	上水道	586,149	206,657	35.3	379,492	64.7	354,743	60.5
	簡易水道	8,647	5,002	57.8	3,645	42.2	24,749	4.2
	専用水道	2,301	2,290	99.5	11	0.5		
	計	597,097	213,949	35.8	383,148	64.2		
60	上水道	712,852	247,360	34.7	465,492	65.3	431,988	60.6
	簡易水道	7,323	3,660	50.0	3,663	50.0	33,504	4.7
	専用水道	2,888	2,888	100.0		0.0		
	計	723,063	253,908	35.1	469,155	64.9		
H1	上水道	814,587	258,470	31.7	556,117	68.3	519,357	63.8
	簡易水道	6,023	1,851	30.7	4,172	69.3	36,760	4.5
	専用水道	1,817	1,329	73.1	488	26.9		
	計	822,427	261,650	31.8	560,777	68.2		
5	上水道	882,665	222,432	25.2	660,233	74.8	624,044	70.7
	簡易水道	5,603	1,758	31.4	3,845	68.6	36,189	4.1
	専用水道	1,561	1,329	85.1	232	14.9		
	計	889,829	225,519	25.3	664,310	74.7		
10	上水道	898,265	206,601	23.0	691,664	77.0	654,835	72.9
	簡易水道	3,685	265	7.2	3,420	92.8	36,829	4.1
	専用水道	1,317	1,082	82.2	235	17.8		
	計	903,267	207,948	23.0	695,319	77.0		
15	上水道	884,985	189,387	21.4	695,598	78.6	661,084	74.7
	簡易水道	3,515	678	19.3	2,837	80.7	34,514	3.9
	専用水道	979	726	74.2	253	25.8		
	計	889,479	190,791	21.4	698,688	78.6		
20	上水道	859,279	174,434	20.3	684,845	79.7	651,333	75.8
	簡易水道	3,130	601	19.2	2,526	80.7	32,653	3.8
	専用水道	730	460	63.0	268	36.7		
	計	863,139	175,495	20.3	687,639	79.7		
21	上水道	857,056	178,268	20.8	678,788	79.2	645,363	75.3
	簡易水道	3,058	612	20.0	2,446	80.0	33,425	3.9
	専用水道	732	468	64.0	262	35.8		
	計	860,846	179,348	20.8	681,496	79.2		
22	上水道	865,551	188,690	21.8	676,861	78.2	640,508	74.0
	簡易水道	2,756	634	23.0	2,122	77.0	36,353	4.2
	専用水道	812	515	63.4	295	36.3		
	計	869,119	189,839	21.8	679,278	78.2		
23	上水道	849,941	175,938	20.7	674,003	79.3	639,156	75.2
	簡易水道	2,659	585	22.0	2,074	78.0	34,848	4.1
	専用水道	987	690	69.9	295	29.9		

年度	区分	年間給水量 (千m ³)	年間給水量の 水源内訳				上水道の 表・伏流水内訳	
			地下水		表・伏流水		上段：県水 下段：その他	
			(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)
	計	853,587	177,213	20.8	676,372	79.2		
24	上水道	843,592	172,936	20.5	670,656	79.5	636,068	75.4
	簡易水道	2,740	592	21.6	2,148	78.4	34,587	4.1
	専用水道	1,001	688	68.8	310	31.0		
	計	847,333	174,216	20.6	673,114	79.4		
25	上水道	837,570	176,727	21.1	660,843	78.9	627,340	74.9
	簡易水道	2,570	563	21.9	2,007	78.1	33,503	4.0
	専用水道	995	695	69.9	300	30.1		
	計	841,135	177,985	21.2	663,150	78.8		
26	上水道	831,327	172,085	20.7	659,242	79.3	625,989	75.3
	簡易水道	2,310	420	18.2	1,890	81.8	33,253	4.0
	専用水道	914	904	98.9	10	1.1		
	計	834,551	173,409	20.8	661,142	79.2		
27	上水道	831,070	173,694	20.9	657,376	79.1	622,471	74.9
	簡易水道	2,369	409	17.3	1,960	82.7	34,905	4.2
	専用水道	794	783	98.6	11	1.4		
	計	834,233	174,886	21.0	659,347	79.0		
28	上水道	827,591	172,967	20.9	654,624	79.1	618,210	74.7
	簡易水道	1,083	337	31.1	746	68.9	36,414	4.4
	専用水道	632	624	98.7	8	1.3		
	計	829,306	173,928	21.0	655,378	79.0		
29	上水道	833,797	179,266	21.5	654,531	78.5	617,844	74.1
	簡易水道	699	88	12.5	611	87.5	36,687	4.4
	専用水道	641	633	98.7	8	1.3		
	計	835,137	179,987	21.6	655,150	78.4		
30	上水道	833,514	176,705	21.2	656,809	78.8	620,968	74.5
	簡易水道	716	75	10.5	641	89.5	35,841	4.3
	専用水道	716	707	98.8	9	1.2		
	計	834,946	177,487	21.3	657,459	78.7		
R1	上水道	826,029	163,554	19.8	662,475	80.2	622,826	75.4
	簡易水道	671	55	8.2	616	91.8	39,649	4.8
	専用水道	724	716	98.8	8	1.2		
	計	827,424	164,325	19.9	663,099	80.1		
R2	上水道	839,162	179,581	21.4	659,581	78.6	620,141	73.9
	簡易水道	644	36	5.6	608	94.4	39,441	4.7
	専用水道	719	719	100.0	0	0.0		
	計	840,525	180,336	21.5	660,189	78.5		

注1) 年間給水量の水源内訳は、実績年間給水量を取水量の水源別割合等から配分して求めている。

注2) 専用水道の年間給水量は、次により算出した推計値である。

専用水道の年間給水量 = (簡易水道の1人当たり年間給水量) × (自己水源のみの専用水道の給水人口)

表Ⅷ-3 年度別人口、給水量の推移一覧表

項目	年度	S55	60	H1	5	10	15	20
行政区域内人口	人	5,455,241	5,891,453	6,344,423	6,683,163	6,897,263	7,045,048	7,151,054
普及率	%	95.7	97.5	98.7	99.2	99.4	99.6	99.7
給水人口	人	5,219,727	5,746,490	6,261,837	6,632,051	6,856,728	7,017,184	7,132,597
内 上水道	人	5,091,142	5,652,013	6,193,735	6,571,811	6,815,179	6,982,451	7,102,676
訳 簡水・専水	人	128,585	94,477	68,102	60,240	41,549	34,733	29,921
1日最大給水量	m ³	2,056,003	2,453,778	2,673,784	2,902,234	2,909,750	2,783,383	2,664,184
内 上水道	m ³	2,012,598	2,417,072	2,644,607	2,878,428	2,890,992	2,766,430	2,650,198
訳 簡水・専水	m ³	43,405	36,706	29,177	23,806	18,758	16,953	13,986
1日平均給水量	m ³	1,635,882	1,980,994	2,253,222	2,437,886	2,474,704	2,430,271	2,367,871
内 上水道	m ³	1,605,888	1,953,019	2,231,745	2,418,260	2,461,000	2,417,992	2,357,298
訳 簡水・専水	m ³	29,994	27,975	21,477	19,626	13,704	12,279	10,573
1人1日最大給水量	ℓ	394	427	427	438	424	397	374
内 上水道	ℓ	395	428	427	438	424	396	373
訳 簡水・専水	ℓ	338	389	426	395	451	488	467
1人1日平均給水量	ℓ	313	345	360	368	361	346	332
内 上水道	ℓ	315	346	360	368	361	346	331
訳 簡水・専水	ℓ	233	296	318	326	330	354	353
負荷率	%	79.7	80.8	84.3	84.0	85.1	87.3	88.9
有収率(上水道)	%	82.1	85.1	87.3	88.1	89.8	90.0	92.2
有収率(簡易水道)	%	82.7	82.2	80.5	84.1	87.3	85.0	86.6
有効率(上水道)	%	84.7	87.6	90.1	91.1	92.9	92.9	94.9

項目	年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	
行政区域内人口	人	7,225,484	7,242,442	7,268,405	7,294,490	7,310,878	7,326,981	7,341,652	7,345,171	
普及率	%	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	
給水人口	人	7,208,036	7,225,067	7,250,288	7,276,314	7,293,662	7,309,980	7,325,169	7,329,919	
内	上水道	人	7,183,999	7,203,151	7,229,859	7,262,343	7,282,877	7,299,090	7,314,145	7,319,270
訳	簡水・専水	人	24,037	21,916	20,429	13,971	10,785	10,890	11,024	10,649
1日最大給水量	m ³	2,575,500	2,535,644	2,541,499	2,512,840	2,577,419	2,524,953	2,481,326	2,559,210	
内	上水道	m ³	2,561,722	2,524,077	2,530,649	2,506,509	2,571,728	2,519,240	2,475,381	2,553,265
訳	簡水・専水	m ³	13,778	11,567	10,850	6,331	5,691	5,713	6,043	5,945
1日平均給水量	m ³	2,306,368	2,287,988	2,281,282	2,272,395	2,288,044	2,287,523	2,260,720	2,302,789	
内	上水道	m ³	2,296,602	2,279,153	2,272,641	2,267,696	2,284,374	2,283,600	2,256,908	2,299,056
訳	簡水・専水	m ³	9,766	8,835	8,641	4,699	3,670	3,923	3,812	3,733
1人1日最大給水量	ℓ	357	351	351	345	353	345	339	349	
内	上水道	ℓ	357	350	350	345	353	345	338	349
訳	簡水・専水	ℓ	573	528	531	453	528	525	548	558
1人1日平均給水量	ℓ	320	317	315	312	314	313	309	314	
内	上水道	ℓ	319	316	314	312	314	313	309	314
訳	簡水・専水	ℓ	406	403	423	336	340	360	346	351
負荷率	%	89.6	90.2	89.8	90.4	88.8	90.6	91.1	90.0	
有収率(上水道)	%	92.7	92.0	92.2	92.5	92.2	92.2	92.3	91.9	
有収率(簡易水道)	%	78.2	76.0	73.3	88.3	84.2	79.8	82.4	78.1	
有効率(上水道)	%	95.2	94.6	94.7	95.0	94.8	94.9	94.8	95.0	

表Ⅷ-4 上水道料金一覧表（家庭用1か月当たり、使用量別）

（令和3年4月1日現在）

番号	事業体名	主な料金体系	10m ³ 使用時		20m ³ 使用時	
			料金	1m ³ 当たり単価	料金	1m ³ 当たり単価
1	深谷市	併	1,210	121	2,838	141
2	飯能市	口	1,210	121	2,255	112
3	さいたま市	口	1,364	136	3,289	164
4	所沢市	口	924	92	2,134	106
5	川口市	口	1,111	111	2,849	142
6	川越市	口	990	99	2,145	107
7	戸田市	口	869	86	1,749	87
8	入間市	口	1,100	110	2,420	121
9	羽生市	用	1,100	110	2,420	121
10	草加市	口	825	82	2,475	123
11	行田市	口	1,474	147	3,069	153
12	志木市	口	1,309	130	2,288	114
13	寄居町	口	1,281	128	2,986	149
14	蕨市	用	990	99	2,475	123
15	狭山市	口	990	99	2,255	112
16	春日部市	口	1,199	119	2,684	134
17	本庄市	口	748	74	1,903	95
18	幸手市	口	1,210	121	2,640	132
19	久喜市	口	1,661	166	2,981	149
20	宮代町	口	1,463	146	3,003	150
21	鴻巣市	口	1,408	140	3,058	152
22	川島町	口	756	75	1,966	98
23	白岡市	口	1,463	146	2,783	139
24	吉川市	用	1,045	104	2,475	123
25	越谷・松伏水道企業団	口	1,045	104	2,805	140
26	小川町	用	1,166	116	2,486	124
27	和光市	口	785	78	1,830	91
28	杉戸町	口	1,375	137	2,805	140
29	上尾市	併	1,320	132	2,970	148
30	新座市	口	1,155	115	2,145	107
31	ふじみ野市	口	998	99	1,933	96
32	朝霞市	口	1,045	104	2,035	101
33	東松山市	口	825	82	1,925	96
34	桶川北本水道企業団	用	1,353	135	3,223	161
35	毛呂山町	口	1,045	104	2,167	108
36	富士見市	口	990	99	2,255	112
37	熊谷市	口	1,320	132	3,135	156
38	蓮田市	用	1,336	133	3,206	160
39	三郷市	用	770	77	2,145	107
40	八潮市	口	1,100	110	2,530	126
41	三芳町	口	962	96	2,172	108

番号	事業体名	主な料金体系	10m ³ 使用時		20m ³ 使用時	
			料金	1m ³ 当たり単価	料金	1m ³ 当たり単価
42	吉見町	口	1,045	104	2,365	118
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	口	1,430	143	2,508	125
44	日高市	口	1,210	121	2,200	110
45	越生町	口	1,705	170	3,465	173
46	神川町	単	1,320	132	3,190	159
47	ときがわ町	口	1,397	139	2,937	146
48	嵐山町	口	962	96	1,897	94
49	滑川町	口	880	88	2,310	115
50	伊奈町	口	1,320	132	2,970	148
51	美里町	用	1,112	111	2,267	113
52	鳩山町	口	968	96	2,288	114
53	上里町	併	968	96	2,101	105
54	加須市	口	1,540	154	2,860	143
55	秩父広域市町村圏組合（秩父地区）	口	1,848	184	3,388	169
56	秩父広域市町村圏組合（横瀬地区）	口	1,848	184	3,388	169
57	秩父広域市町村圏組合（小鹿野地区）	口	1,848	184	3,388	169
58	秩父広域市町村圏組合（皆野・長瀬地区）	口	1,848	184	3,388	169
	平均		1,198	119	2,583	129

注1) 消費税及びメーター使用量を含む。

注2) 口径別料金は13mmの料金。

※簡易水道事業の料金については、P. 50参照。

表Ⅷ－5 上水道配水池容量

番号	事業者名	配水池等容量 (m ³)			計画1日 最大給水量	配水池 容量時間 (h) ※
		配水池	配水塔	合計		
1	深谷市	45,535	0	45,535	65,921	16.6
2	飯能市	32,953	0	32,953	52,900	15.0
3	さいたま市	273,690	0	273,690	575,000	11.4
4	所沢市	92,000	0	92,000	172,000	12.8
5	川口市	170,104	7,466	177,570	195,600	21.8
6	川越市	133,500	0	133,500	125,000	25.6
7	戸田市	29,300	0	29,300	63,800	11.0
8	入間市	45,790	0	45,790	63,900	17.2
9	羽生市	20,100	0	20,100	35,000	13.8
10	草加市	62,800	0	62,800	105,400	14.3
11	行田市	36,820	0	36,820	52,060	17.0
12	志木市	25,000	0	25,000	48,000	12.5
13	寄居町	13,800	0	13,800	20,400	16.2
14	蕨市	18,945	0	18,945	37,800	12.0
15	狭山市	74,400	0	74,400	85,000	21.0
16	春日部市	56,000	0	56,000	106,900	12.6
17	本庄市	38,614	0	38,614	45,260	20.5
18	幸手市	21,130	0	21,130	31,600	16.0
19	久喜市	61,231	0	61,231	64,900	22.6
20	宮代町	14,050	0	14,050	22,600	14.9
21	鴻巣市	39,564	0	39,564	49,000	19.4
22	川島町	7,110	0	7,110	16,000	10.7
23	白岡市	17,419	0	17,419	21,200	19.7
24	吉川市	21,500	0	21,500	36,100	14.3
25	越谷・松伏水道企業団	84,000	0	84,000	181,700	11.1
26	小川町	11,920	0	11,920	21,000	13.6
27	和光市	24,200	0	24,200	35,000	16.6
28	杉戸町	13,560	0	13,560	22,200	14.7
29	上尾市	57,636	0	57,636	101,800	13.6
30	新座市	30,030	7,600	37,630	57,800	15.6
31	ふじみ野市	28,369	0	28,369	38,300	17.8
32	朝霞市	26,360	0	26,360	50,200	12.6
33	東松山市	37,600	0	37,600	61,500	14.7
34	桶川北本水道企業団	38,238	0	38,238	51,600	17.8
35	毛呂山町	13,121	0	13,121	17,100	18.4
36	富士見市	20,650	330	20,980	35,600	14.1
37	熊谷市	67,210	0	67,210	79,000	20.4
38	蓮田市	20,200	0	20,200	33,000	14.7
39	三郷市	34,000	0	34,000	49,000	16.7
40	八潮市	26,090	0	26,090	49,300	12.7
41	三芳町	5,000	7,010	12,010	24,000	12.0
42	吉見町	13,060	0	13,060	20,900	15.0
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	42,600	0	42,600	99,600	10.3
44	日高市	19,250	0	19,250	24,600	18.8
45	越生町	5,800	0	5,800	8,210	17.0
46	神川町	8,517	0	8,517	6,540	31.3
47	ときがわ町	6,364	0	6,364	6,000	25.5
48	嵐山町	2,000	6,200	8,200	14,800	13.3
49	滑川町	7,000	0	7,000	9,100	18.5
50	伊奈町	12,800	0	12,800	18,000	17.1
51	美里町	7,000	0	7,000	8,500	19.8
52	鳩山町	7,064	7,000	14,064	5,700	59.2
53	上里町	10,088	0	10,088	19,800	12.2
54	加須市	40,694	0	40,694	53,600	18.2
55	秩父広域市町村圏組合	45,527	0	45,527	54,670	20.0
	合計	2,117,303	35,606	2,152,909	3,349,461	15.4

※配水池容量時間 (h) = 配水池等容量 (m³) ÷ 計画1日最大給水量 × 24

配水池の有効容量は、給水区域の計画1日最大給水量の12時間分を標準とし、施設の安定性等を考慮して増量することが望ましい。(水道施設設計指針2012)

表Ⅷ-7-(1) 上水道耐震化状況（浄水施設）

番号	事業者名	浄水施設能力(m3/日)			施設能力に占めるL2対応の割合(%) (a/b)	
		L2対応 (a)	L2未対応	対応状況不明(耐震性能確認未実施)		
1	深谷市	33,114	19,800	5,495	58,409	56.7
2	飯能市	0	31,000	13,485	44,485	0.0
3	さいたま市	69,200	103,000	0	172,200	40.2
4	所沢市	0	0	34,400	34,400	0.0
5	川口市	7,000	19,400	0	26,400	26.5
6	川越市	2,710	20,290	0	23,000	11.8
7	戸田市	11,400	0	0	11,400	100.0
8	入間市	15,000	0	0	15,000	100.0
9	羽生市	10,000	4,000	0	14,000	71.4
10	草加市	0	2,470	13,850	16,320	0.0
11	行田市	0	31,936	0	31,936	0.0
12	志木市	17,800	0	0	17,800	100.0
13	寄居町	0	6,600	0	6,600	0.0
14	蕨市	10,248	8,552	0	18,800	54.5
15	狭山市	1,800	13,200	0	15,000	12.0
16	春日部市	11,030	4,182	0	15,212	72.5
17	本庄市	0	43,889	1,501	45,390	0.0
18	幸手市	4,628	0	1,012	5,640	82.1
19	久喜市	0	9,540	0	9,540	0.0
20	宮代町	0	0	5,470	5,470	0.0
21	鴻巣市	4,300	16,880	0	21,180	20.3
22	川島町	0	0	6,531	6,531	0.0
23	白岡市	0	0	5,450	5,450	0.0
24	吉川市	0	8,000	0	8,000	0.0
25	越谷・松伏水道企業団	12,000	20,000	0	32,000	37.5
26	小川町	0	13,280	0	13,280	0.0
27	和光市	8,000	0	0	8,000	100.0
28	杉戸町	2,700	0	0	2,700	100.0
29	上尾市	0	15,200	0	15,200	0.0
30	新座市	0	22,100	0	22,100	0.0
31	ふじみ野市	0	9,500	0	9,500	0.0
32	朝霞市	13,590	0	0	13,590	100.0
33	東松山市	0	0	16,230	16,230	0.0
34	桶川北本水道企業団	8,100	6,500	0	14,600	55.5
35	毛呂山町	0	0	16,100	16,100	0.0
36	富士見市	9,500	0	0	9,500	100.0
37	熊谷市	48,990	12,010	0	61,000	80.3
38	蓮田市	0	9,900	0	9,900	0.0
39	三郷市	0	15,530	0	15,530	0.0
40	八潮市	0	9,090	0	9,090	0.0
41	三芳町	0	7,500	0	7,500	0.0
42	吉見町	0	0	0	0	-
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	0	37,500	0	37,500	0.0
44	日高市	16,800	0	0	16,800	100.0
45	越生町	0	4,000	0	4,000	0.0
46	神川町	0	2,806	0	2,806	0.0
47	ときがわ町	2,020	0	910	2,930	68.9
48	嵐山町	6,000	5,300	0	11,300	53.1
49	滑川町	0	0	0	0	-
50	伊奈町	0	5,100	0	5,100	0.0
51	美里町	2,100	3,400	0	5,500	38.2
52	鳩山町	1,100	0	0	1,100	100.0
53	上里町	0	0	17,800	17,800	0.0
54	加須市	0	15,300	0	15,300	0.0
55	秩父広域市町村圏組合	26	0	72,390	72,416	0.0
	合計	329,156	556,755	210,624	1,096,535	30.0

※L2（地震動レベル2）とは、当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。

表Ⅷ-7-(2) 上水道耐震化状況（配水池）

番号	事業者名	耐震対策が施されている配水池容量 (m3)			配水池 総容量 (m3) ※ (b)	配水池総容量に 占めるランクAで L2対応の割合 (%) (a/b)
		ランクA※で L2対応 (a)	ランクAで L2未対応	対応状況不明		
1	深谷市	27,700	6,000	11,835	45,535	60.8
2	飯能市	15,435	0	17,518	32,953	46.8
3	さいたま市	193,800	79,890	0	273,690	70.8
4	所沢市	80,000	12,000	0	92,000	87.0
5	川口市	102,550	75,020	0	177,570	57.8
6	川越市	118,800	14,700	0	133,500	89.0
7	戸田市	29,300	0	0	29,300	100.0
8	入間市	44,790	0	0	45,790	97.8
9	羽生市	18,900	1,200	0	20,100	94.0
10	草加市	10,000	52,800	0	62,800	15.9
11	行田市	12,000	23,700	1,120	36,820	32.6
12	志木市	25,000	0	0	25,000	100.0
13	寄居町	4,000	9,800	0	13,800	29.0
14	蕨市	15,320	3,625	0	18,945	80.9
15	狭山市	60,600	13,800	0	74,400	81.5
16	春日部市	44,700	11,300	0	56,000	79.8
17	本庄市	8,235	27,623	1,756	37,614	21.9
18	幸手市	17,340	0	3,790	21,130	82.1
19	久喜市	44,500	16,731	0	61,231	72.7
20	宮代町	0	0	9,720	14,050	0.0
21	鴻巣市	15,150	24,162	0	39,564	38.3
22	川島町	6,100	1,010	0	7,110	85.8
23	白岡市	1,500	0	14,419	15,919	9.4
24	吉川市	6,500	0	15,000	21,500	30.2
25	越谷・松伏水道企業団	57,000	27,000	0	84,000	67.9
26	小川町	10,420	1,500	0	11,920	87.4
27	和光市	24,200	0	0	24,200	100.0
28	杉戸町	13,560	0	0	13,560	100.0
29	上尾市	16,000	32,000	0	57,636	27.8
30	新座市	32,930	4,700	0	37,630	87.5
31	ふじみ野市	4,462	6,500	0	28,369	15.7
32	朝霞市	25,260	1,100	0	26,360	95.8
33	東松山市	900	11,300	25,400	37,600	2.4
34	桶川北本水道企業団	5,000	17,000	0	38,238	13.1
35	毛呂山町	12,800	0	105	13,121	97.6
36	富士見市	19,530	1,450	0	20,980	93.1
37	熊谷市	56,474	10,736	0	67,210	84.0
38	蓮田市	20,200	0	0	20,200	100.0
39	三郷市	30,000	4,000	0	34,000	88.2
40	八潮市	26,090	0	0	26,090	100.0
41	三芳町	12,410	0	0	12,410	100.0
42	吉見町	1,300	0	11,650	12,950	10.0
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	40,200	2,400	0	42,600	94.4
44	日高市	11,380	0	0	19,250	59.1
45	越生町	3,382	1,699	0	5,800	58.3
46	神川町	5,500	3,017	0	8,517	64.6
47	ときがわ町	2,000	0	4,364	6,364	31.4
48	嵐山町	6,200	2,000	0	8,200	75.6
49	滑川町	7,000	0	0	7,000	100.0
50	伊奈町	12,800	0	0	12,800	100.0
51	美里町	3,300	3,700	0	7,000	47.1
52	鳩山町	14,064	0	0	14,064	100.0
53	上里町	0	0	10,088	10,088	0.0
54	加須市	21,000	16,840	2,854	40,694	51.6
55	秩父広域市町村圏組合	9,938	3,500	31,676	45,527	21.8
	合計	1,407,520	523,803	161,295	2,150,699	65.4

※耐震化計画において施設の重要度の区分を表し、代替施設の有無、破損した場合の二次被害の影響度合いを考慮して、重要度の高い施設をランクA、それ以外の施設をランクBとしている。

※配水池総容量には、ランクA、ランクBの配水池の容量のほか、一部の水道事業者においては、配水池と同様の機能を持つ浄水池、配水塔などの容量も含まれる。

表Ⅷ-7-(3) 上水道耐震化状況（基幹管路）

番号	事業者名	耐震適合性のある基幹管路延長(m)			基幹管路延長(m) (c)	基幹管路延長に占める耐震適合性の割合(%) (a+b)/c
		耐震継手を有する管(耐震管) (a)	耐震適合性のある管(耐震管除く) (b)	耐震適合性のない管		
1	深谷市	28,712	0	37,119	65,831	43.6
2	飯能市	10,754	2,707	28,555	42,016	32.0
3	さいたま市	84,943	70,921	50,504	206,368	75.5
4	所沢市	63,654	21,510	150	85,314	99.8
5	川口市	112,314	0	23,436	135,750	82.7
6	川越市	14,062	17,525	34,479	66,066	47.8
7	戸田市	7,180	0	1,011	8,191	87.7
8	入間市	18,803	32,868	68,729	120,400	42.9
9	羽生市	5,839	0	14,085	19,924	29.3
10	草加市	11,879	0	12,869	24,748	48.0
11	行田市	3,360	4,137	25,894	33,391	22.5
12	志木市	4,595	2,302	5,897	12,794	53.9
13	寄居町	14,495	17,735	16,631	48,861	66.0
14	蕨市	9,013	0	389	9,402	95.9
15	狭山市	12,810	27,252	40,856	80,918	49.5
16	春日部市	26,443	0	42,130	68,573	38.6
17	本庄市	7,163	19,514	44,952	71,629	37.2
18	幸手市	8,196	839	25,310	34,345	26.3
19	久喜市	21,446	0	50,221	71,667	29.9
20	宮代町	18,852	0	128,117	146,969	12.8
21	鴻巣市	1,184	3,829	19,204	24,217	20.7
22	川島町	6,825	0	31,267	38,092	17.9
23	白岡市	1,451	0	10,194	11,645	12.5
24	吉川市	6,120	0	6,582	12,702	48.2
25	越谷・松伏水道企業団	25,285	1,433	54,058	80,776	33.1
26	小川町	2,608	832	16,631	20,071	17.1
27	和光市	2,933	2,534	2,755	8,222	66.5
28	杉戸町	26,303	0	46,733	73,036	36.0
29	上尾市	20,451	0	22,031	42,482	48.1
30	新座市	6,369	3,330	20,275	29,974	32.4
31	ふじみ野市	8,490	0	5,350	13,840	61.3
32	朝霞市	17,443	7,485	27,092	52,020	47.9
33	東松山市	23,808	0	26,377	50,185	47.4
34	桶川北本水道企業団	33,688	0	39,500	73,188	46.0
35	毛呂山町	439	3,305	19,103	22,847	16.4
36	富士見市	14,583	0	15,317	29,900	48.8
37	熊谷市	15,401	15,360	38,411	69,172	44.5
38	蓮田市	5,890	1,375	9,433	16,698	43.5
39	三郷市	9,230	0	17,729	26,959	34.2
40	八潮市	6,690	0	17,986	24,676	27.1
41	三芳町	3,080	37	10,373	13,490	23.1
42	吉見町	17,212	17,238	92,071	126,521	27.2
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	25,305	2,672	41,617	69,594	40.2
44	日高市	7,456	4,357	26,722	38,535	30.7
45	越生町	61	0	18,720	18,781	0.3
46	神川町	5,587	0	10,228	15,815	35.3
47	ときがわ町	253	392	12,356	13,001	5.0
48	嵐山町	9,697	312	15,404	25,413	39.4
49	滑川町	3,154	0	5,582	8,736	36.1
50	伊奈町	0	1,049	4,478	5,527	19.0
51	美里町	5,016	0	13,185	18,201	27.6
52	鳩山町	4,679	29,222	29,088	62,989	53.8
53	上里町	2,340	733	22,805	25,878	11.9
54	加須市	8,711	0	23,039	31,750	27.4
55	秩父広域市町村圏組合	21,049	15,062	114,692	150,803	23.9
	合計	833,304	327,867	1,537,722	2,698,893	43.0

※基幹管路とは、導水管、送水管、配水管（配水支管を除く）をいう。

※耐震管とは、離脱防止機能付き継手を有するダクタイル鋳鉄管、溶接継手を有する鋼管・ステンレス管及び配水用ポリエチレン管（高密度、熱融着継手）をいう。

※耐震適合性のある管とは、耐震管に加え、K型継手を有するダクタイル鋳鉄管のうち良い地盤に布設されているもの、また、RRロング継手を有する硬質塩化ビニル管をいう。

表Ⅷ-8 水質基準等一覧表

1 水道法第4条に基づく項目 (51項目)

(令和3年4月1日から)

区分	番号	項目	基準値	検査方法
健康に関する項目 (31項目)	1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法
	2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/L以下	フ列ムレス-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光度法
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下	フ列ムレス-原子吸光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光度法、水素化物発生-ICP法
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下	フ列ムレス-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下	フ列ムレス-原子吸光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光度法、水素化物発生-ICP法
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.02mg/L以下	フ列ムレス-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
	10	シアン化物イオン及び塩化シアニ	シアンの量に関して0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ホストラム吸光度法
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	ICP法、ICP-MS法
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	21	塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)、LC-MS法
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	26	臭素酸	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ホストラム吸光度法、LC-MS法
	27	総トリハロメタン(23,25,29,30の濃度の総和)	0.1mg/L以下	23,25,29,30ごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
	29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	30	プロモホルム	0.09mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、誘導体化-高速液体クロマトグラフ法、誘導体化-液体クロマトグラフ-MS法
水道水が有すべき性状に関連する項目 (20項目)	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/L以下	フ列ムレス/フ列ム-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/L以下	フ列ムレス-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下	フ列ムレス/フ列ム-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
	35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下	フ列ムレス/フ列ム-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下	フ列ムレス/フ列ム-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法、イオンクロマトグラフ法(陽イオン)
	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下	フ列ムレス/フ列ム-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法
	38	塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)、滴定法
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	フ列ム-原子吸光度法、ICP法、ICP-MS法、イオンクロマトグラフ法(陽イオン)、滴定法
	40	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法、SPME-GC-MS法
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法、SPME-GC-MS法
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-吸光度法、固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
	45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	全有機炭素計測定法
	47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
	48	味	異常でないこと	官能法
	49	臭気	異常でないこと	官能法
	50	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
	51	濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法、連続自動測定機器による透過散乱法

水道法第4条に基づく項目の検査回数、検査省略可否等

No.	基準項目名	原則 (1回 以上/)	検査回数を減ずる事の可否*1		水道法施行規則第15条 第1項第4号に規定する 条件を満たした場合の 省略の可否	備考
			過去3年間の水質検査結果の最大値			
			基準の10%以下 (1回/)	基準の10% を超え20%以下 (1回/)		
1	一般細菌	1か月	不可	不可	不可	病原生物
2	大腸菌	1か月	不可	不可	不可	
3	カドミウム及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
4	水銀及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	無機物質 ・重金属
5	セレン及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
6	鉛及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
7	ヒ素及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
8	六価クロム化合物	3か月	不可	不可	可*3	
9	亜硝酸態窒素	3か月	3年	1年	不可	無機物質
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月	不可	不可	不可	無機物質・ 消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月	3年	1年	不可	無機物質
12	フッ素及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
13	ホウ素及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2(海水を原水とする 場合は除く)	
14	四塩化炭素	3か月	3年	1年	可*4	一般有機 化学物質
15	1,4-ジオキサン	3か月	3年	1年	可*4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	3か月	3年	1年	可*4	
17	ジクロロメタン	3か月	3年	1年	可*4	
18	テトラクロロエチレン	3か月	3年	1年	可*4	
19	トリクロロエチレン	3か月	3年	1年	可*4	消毒副生成物
20	ベンゼン	3か月	3年	1年	可*4	
21	塩素酸	3か月	不可	不可	不可	
22	クロロ酢酸	3か月	不可	不可	不可	
23	クロロホルム	3か月	不可	不可	不可	
24	ジクロロ酢酸	3か月	不可	不可	不可	
25	ジブロモクロロメタン	3か月	不可	不可	不可	
26	臭素酸	3か月	不可	不可	可*2*6	
27	総トリハロメタン	3か月	不可	不可	不可	
28	トリクロロ酢酸	3か月	不可	不可	不可	
29	ブロモジクロロメタン	3か月	不可	不可	不可	
30	プロモホルム	3か月	不可	不可	不可	色
31	ホルムアルデヒド	3か月	不可	不可	不可	
32	亜鉛及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
33	アルミニウム及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
34	鉄及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	味覚 色
35	銅及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
36	ナトリウム及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	味覚・細菌汚染指標
37	マンガン及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
38	塩化物イオン	1か月*8	不可	不可	不可	味覚
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3か月	3年	1年	可*2	
40	蒸発残留物	3か月	3年	1年	可*2	発泡
41	陰イオン界面活性剤	3か月	3年	1年	可*2	
42	ジェオスミン	1か月*7	不可	不可	可*5	におい
43	2-メチルイソボルネオール	1か月*7	不可	不可	可*5	
44	非イオン界面活性剤	3か月	3年	1年	可*2	発泡 におい
45	フェノール類	3か月	3年	1年	可*2	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1か月*8	不可	不可	不可	味覚
47	pH値	1か月*8	不可	不可	不可	
48	味	1か月*8	不可	不可	不可	
49	臭気	1か月*8	不可	不可	不可	
50	色度	1か月*8	不可	不可	不可	
51	濁度	1か月*8	不可	不可	不可	基礎的性状

- *1 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点及び浄水方法の変更がない等)で過去3年間の水質検査結果の最大値が一定レベル以下の場合には、検査回数を減ずることができる。
- *2 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *3 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *4 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *5 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む)から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *6 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合は除く。
- *7 藻類の発生が少なく、検査が不要であることが明らかである期間を除き、概ね1箇月に1回以上測定すること。
- *8 連続的に計測及び記録を行っている場合は、3ヶ月に1回まで検査回数を減ずることができる。

2 水質管理目標設定項目

(令和3年4月1日から)

	項目	目標値	検査方法	
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下	水素化物発生－原子吸光度法、 水素化物発生－ICP法、 ICP-MS法	無機物質 ・重金属
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下(暫定)	ICP-MS法、 固相抽出－ICP法	無機物質 ・重金属
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L以下	フレイムレス－原子吸光度法、 ICP法、ICP-MS法	無機物質 ・重金属
4	削除	削除	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	一般有機 化学物質
6	削除	削除	削除	削除
7	削除	削除	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	一般有機 化学物質
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	溶媒抽出－GC-MS法	一般有機 化学物質
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフ-ポスト カラム吸光度法、LC-MS法	消毒 副生成物
11	削除	削除	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフ-ポスト カラム吸光度法	消毒 副生成物
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	溶媒抽出－GC-MS法	消毒 副生成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	溶媒抽出－GC-MS法	消毒 副生成物
15	農薬類	検出値と目標値の比の和とし て、1以下	農薬ごとに定められた方法による	農薬
16	残留塩素	1mg/L以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン 法、電流法、吸光度法、連続自 動測定機器による吸光度法、 ポーラログラフ法	におい
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	フレイム－原子吸光度法、ICP 法、ICP-MS法、イオンクロマトグ ラフ法、滴定法	味覚
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L以下	フレイムレス－原子吸光度法、 ICP法、ICP-MS法	色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	滴定法	味覚
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	におい
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	におい
22	有機物等(過マンガン酸カリ ウム消費量)	3mg/L以下	滴定法	有機汚濁 味覚
23	臭気強度(TON)	3以下	官能法	におい
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	重量法	味覚
25	濁度	1度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動 測定機器による透過光測定法、積 分球式光電光度法、連続自動測定 機器による積分球式光電光度法、 連続自動測定機器による散乱光測 定法、連続自動測定機器による透 過散乱法	濁り
26	pH値	7.5程度	ガラス電極法、連続自動測定機器 によるガラス電極法	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近 づける	計算法	腐食
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落 数が2,000以下(暫定)	R2A寒天培地法	健全性
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	一般有機 化学物質
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/L以下	フレイムレス－原子吸光度法、 ICP法、ICP-MS法	色
31	ペルフルオロオクタンスルホ ン酸(PFOS)及びペルフルオ ロオクタンスルホン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホ ン酸(PFOS)及びペルフルオ ロオクタンスルホン酸(PFOA)の量 の和として0.00005mg/L以下 (暫定)	固相抽出－LC-MS法	一般有機 化学物質

農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト掲載農薬類

（令和3年4月1日から）

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロベン (D-D) 注1)	殺虫剤	0.05
2	2, 2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08
3	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02
4	EPN 注2)	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン 注2)	殺虫剤	0.005
13	イソフェンホス 注2)	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3
16	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
17	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006
18	インダノフェン	除草剤	0.009
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03
20	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08
21	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	殺虫剤	0.01
22	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
23	オキシシン銅 (有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03
24	オリサストロビン 注4)	殺虫剤 殺菌剤	0.1
25	カズサホス	殺虫剤	0.0006
26	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008
27	カルタップ 注5)	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.08
28	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02
29	カルボフラン	代謝物	0.0003
30	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
31	キャプタン	殺菌剤	0.3
32	クミルロン	除草剤	0.03
33	グリホサート 注6)	除草剤	2
34	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02
35	クロメプロップ	除草剤	0.02
36	クロルニトロフェン (CNP) 注7)	除草剤	0.0001
37	クロルピリホス 注2)	殺虫剤	0.003
38	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05
39	シアナジン	除草剤	0.001
40	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
41	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
42	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
43	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
44	ジクワット	除草剤	0.01
45	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
46	ジチオカルバメート系農薬 注8)	殺虫剤 殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)
47	ジチオピル	除草剤	0.009
48	シハロホップブチル	除草剤	0.006
49	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
50	ジメタメトリン	除草剤	0.02
51	ジメトエート	殺虫剤	0.05
52	シメトリン	除草剤	0.03
53	ダイアジノン 注2)	殺虫剤 殺菌剤	0.003
54	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.8
55	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート 注9)	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)
56	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1
57	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02
58	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
59	チオフアネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3
60	チオベンカルブ	除草剤	0.02
61	テフリルトリオン	除草剤	0.002
62	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02
63	トリクロピル	除草剤	0.006
64	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005
65	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1
66	トリフルラリン	除草剤	0.06
67	ナプロパミド	除草剤	0.03
68	パラコート	除草剤	0.005
69	ピペロホス	除草剤	0.0009
70	ピラクロニル	除草剤	0.01
71	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
72	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02
73	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
74	ピリプチカルブ	除草剤	0.02
75	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05
76	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005
77	フェニトロチオン (MEP) 注2)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01
78	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03
79	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05
80	フェンチオン (MPP) 注10)	殺虫剤	0.006
81	フェントエート (PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007
82	フェントラザミド	除草剤	0.01
83	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1
84	ブタクロール	除草剤	0.03
85	ブタミホス 注2)	除草剤	0.02
86	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02
87	フルアジナム	殺菌剤	0.03

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
88	プレチラクロール	除草剤	0.05
89	プロシミドン	殺菌剤	0.09
90	プロチオホス 注2)	殺虫剤	0.007
91	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
92	プロピザミド	除草剤	0.05
93	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.03
94	プロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1
95	ベノミル 注11)	殺菌剤	0.02
96	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1
97	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09
98	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
99	ベнтаゾン	除草剤	0.2
100	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3
101	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.02
102	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01
103	ベンフレセート	除草剤	0.07
104	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
105	マラチオン (マラソン) 注2)	殺虫剤	0.7
106	メコプロップ (MCP P)	除草剤	0.05
107	メゾミル	殺虫剤	0.03
108	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.2
109	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004
110	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04
111	メトリブジン	除草剤	0.03
112	メフェナセット	除草剤	0.02
113	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1
114	モリネート	除草剤	0.005

注1) 1, 3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロペン及びトランス-1, 3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、E P N、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (ME P)、ブタミホス、プロチオホス及びマラチオン (マラソン) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である (5 Z) -オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度と、その代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロロニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソン、MP Pオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。